

宮城県 工業用水道のご案内

県内の工業地域・工業団地に豊富で安定した

給 水

を行います



宮城県企業局

宮城県の工業用水の特徴

各工業水道の概要

仙塩工業用水道

- 仙塩工業用水道は、仙塩地域工業開発の基盤整備の一環として、昭和32～38年度に建設し、昭和36年11月から給水を行っています。
- 仙塩地域のほか、平成元年度からは、泉パークタウン・インダストリアルパークへの拡張工事を進め、平成6年4月から給水を行っているほか、平成20年度からは大和リサーチパークへの拡張工事を進め、平成23年2月から給水を行っています。



大楯浄水場

仙台圏工業用水道

- 仙台圏工業用水道は、仙台塩釜港（仙台港区）地区の工業開発により、仙塩工業用水道のみでは余力がなくなることが想定されたことから、新たに昭和47～51年度に建設し、昭和51年10月から給水を行っています。
- 仙台塩釜港（仙台港区）地区に立地する企業のほか、名取市、多賀城市、利府町の企業にも給水しています。



広瀬川水管橋

仙台北部工業用水道

- 仙台北部工業用水道は、大和町と大衡村にまたがる仙台北部中核工業団地群や、大崎地域に工業用水を供給するもので、昭和55年から給水を行っています。
- 平成8～14年には、第二仙台北部中核工業団地への拡張工事を行ったほか、平成20～21年度には、隣接する大和流通・工業団地への拡張工事を行い、立地企業への給水を行っています。



濁度低減処理施設

豊富で安定した給水

POINT
1

水源ダムに豊富な工業用水の利用水量枠を確保しており、設備の給水能力も十分確保しているため、**大口の給水需要にも対応可能**

POINT
2

仙塩工業用水道と仙台圏工業用水道は連絡管で接続しており、相互にバックアップが可能なため、**水質事故等の緊急時にも工業用水を途切れることなく給水可能**

POINT
3

仙台北部工業用水道では、濁度低減処理施設により、高濁度発生時でも概ね**濁度50度以下で給水可能**

POINT
4

みやぎ型管理運営方式(*)の導入等による経営基盤の強化により、**長期にわたるサービスの安定性・信頼性を確保**

※宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の詳細
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>



さまざまな用途に使用可能

工業用水は工場や事業所内での**さまざまな用途に使用可能**

洗浄用

工業製品の一時洗浄
食品原料の一時洗浄
工場内外の清掃
容器の洗浄 等

原料用

化学製品原料
工業用製品原料
加工食品原料（浄水
処理が必要） 等

冷却用

加工製品冷却
機械等冷却
発電機冷却
館内冷却 等

汽かん用

スチーム暖房
発電用 等

その他・雑用水

工場内の手洗い
水洗トイレ
散水・融雪
洗車用 等

上水道に比べて低料金

工業用水は、**上水道に比べて低料金で提供可能**

(参考) 工業用水道と上水道との料金比較

[日量 300 m³で1か月間 (31日間) 9,300 m³を使用した場合 (消費税別)]

仙台港地区で1か月間水道を利用した場合 上水道は1か月の水道料金が約 2,900,000 円

仙塩工業用水道 水量 300 m³ × 単価 54 円 × 31 日 = **502,200 円**

仙台圏工業用水道 水量 300 m³ × 単価 30 円 × 31 日 = **279,000 円**

仙台北部中核工業団地で1か月間水道を利用した場合 上水道は1か月の水道料金が約 1,900,000 円

仙台北部工業用水道 水量 300 m³ × 単価 59 円 × 31 日 = **548,700 円**

※料金は令和5年6月現在のものです。

※上水道の料金額はあくまでも目安です。実際の金額は各市町村へお問い合わせください。

宮城県の工業用水道

宮城県では、仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道、仙台北部工業用水道の3つの工業用水道事業を経営しています。



| 仙塩工業用水道 | | |
|---------|---|-------------------------------|
| 給水能力▶ | 一日最大 100,000 m ³ | |
| 水質▶ | 浄水供給 (一級河川 広瀬川から大倉ダム放流水を取水，浄水処理して給水) | |
| | 浄水水質 | 濁度 10度以下 水素イオン濃度 pH6.0~8.0 |
| 単価▶ | 54円 / m ³ (消費税別) | |
| 給水地域▶ | 仙台市，塩竈市，多賀城市，富谷市 七ヶ浜町，利府町，大和町 | |
| 給水事業所数▶ | 43社 | |

(令和5年6月現在)



第二仙台北部中核工業団地



(上)大和リサーチパーク
(下)泉パークタウン・インダストリアルパーク





第一仙台北部中核工業団地

仙台北部工業用水道

| | |
|----------|------------------------------------|
| 給水能力 ▶ | 一日最大 58,500 m ³ |
| 水質 ▶ | 原水供給 (一級河川 鳴瀬川から漆沢ダム放流水を取水して給水) |
| 単価 ▶ | 59円 / m ³ (消費税別) |
| 給水地域 ▶ | 大崎市, 大和町, 大衡村, 加美町 |
| 給水事業所数 ▶ | 16社 |

(令和5年6月現在)

仙台圏工業用水道

| | |
|----------|------------------------------------|
| 給水能力 ▶ | 一日最大 100,000 m ³ |
| 水質 ▶ | 原水供給 (一級河川 名取川から釜房ダム放流水を取水して給水) |
| 単価 ▶ | 30円 / m ³ (消費税別) |
| 給水地域 ▶ | 仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町 |
| 給水事業所数 ▶ | 15社 |

(令和5年6月現在)



仙台塩釜港 (仙台港区)

宮城県の工業用水の制度（料金・基本水量）

料金制度

料金制度は、「責任水量制」を採用しています。

「責任水量制」とは、基本水量（お客様が1日に使用する水量のことで、申込み時にあらかじめ決めていただくものです。）を実際の使用水量が下回った場合でも、基本水量分を使用したものとして料金を算定する制度です。

使用水量が基本水量を上回った場合、上回った分は超過水量となり、超過料金がかかります。

1 基本水量（契約水量）

お客様が1日に使用する水量のことで、本県への利用申込み時にあらかじめ決めていただくことになります。（水量は100 m³/日以上を設定してください。）

$$1 \text{ 時間あたり最大使用水量} \times 24 \text{ 時間} = \text{基本水量}$$

2 超過水量

基本水量を超過して使用した水量のことで、基本水量により計算方法が異なります。

(1) 基本水量が300 m³/日を超える場合

「時間あたり基本水量」（基本水量を時間あたりに換算した水量）を超えて使用した場合の、超えた分の水量を「時間あたり超過水量」と呼び、最大の「時間あたり超過水量 × 24 時間」に相当する水量（超過した日毎に計算）を超過水量といいます。

(2) 基本水量が300 m³/日以下の場合

「基本水量 × 1 ヶ月の日数」に相当する水量を超えて使用した場合の、超えた分の水量を超過水量といいます。

なお、以下の条件1～3を全て満たす場合は超過料金はいただきません。

条件1：時間あたり基本水量を超えて使用した時間が1日につき2時間以内であること

条件2：1日の使用水量が基本水量以内であること

条件3：時間あたり超過水量が時間あたり基本水量の5パーセント以内であること

3 単価

| | 基本水量 1 m ³ あたり単価 | 超過水量 1 m ³ あたり単価 | (消費税別) |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|------------|
| 仙塩工業用水道 | 54 円 | 108 円 | |
| 仙台圏工業用水道 | 30 円 | 60 円 | |
| 仙台北部工業用水道 | 59 円 | 118 円 | (令和5年6月現在) |

4 利用料金の算定方法

「基本料金 + 超過料金」で計算します。

- **基本料金** 基本水量 × 1 ヶ月の日数 × 基本水量 1 m³あたり単価
- **超過料金** 超過水量 × 超過水量 1 m³あたり単価

料金計算例（仙台北部工業用水道を1ヶ月（31日間）使用した場合）

基本水量600m³/日、時間あたり基本水量を超えた日が1日で、時間あたり最大40m³を使用した場合の計算例です。(消費税別)

基本料金：600 m³ × 59 円 × 31 日 = 1,097,400 円 (①)

時間あたり基本水量：600 m³/日 ÷ 24 時間 = 25 m³

時間あたり超過水量：40 m³ - 25 m³ = 15 m³

超過水量：15 m³ × 24 時間 = 360 m³

超過料金：360 m³ × 118 円 = 42,480 円 (②)

料金 (合計)：(①) + (②) = 1,139,880 円

5 支払方法

毎月、前月分の使用料の納入通知書を郵送しますので、通知書に従ってお支払いください。

給水までの手続き)

利用申込みから利用開始まで

1 はじめに水道事務所へお問い合わせください。

申込み予定の給水地点や給水量等の対応の可否、給水までに必要な時間、施工内容等について、はじめに確認が必要です。まず、担当の水道事務所（裏表紙参照）へお問い合わせください。

2 水道事務所へ給水申請書を提出します。 (利用申込み)

「工業用水給水申請書」に基本水量（ $\text{m}^3 / \text{日}$ ）や給水開始希望日等をご記入のうえ、担当の水道事務所へ提出してください。

内容を確認し問題がなければ「給水決定通知」により給水の決定をお知らせします。

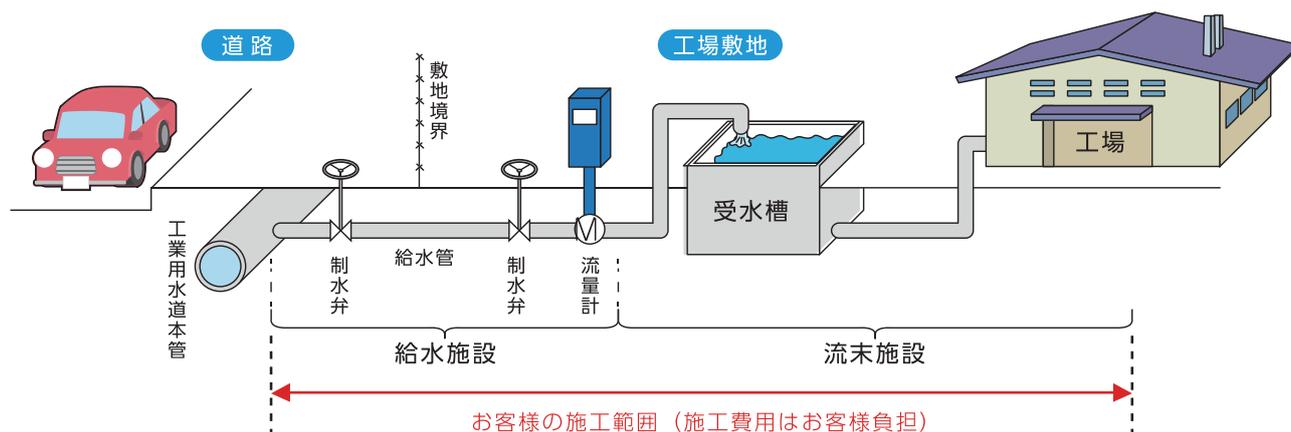
3 給水・流末施設を設置します。

(1) 施工範囲および費用負担

給水には給水施設と流末施設の施工が必要です。

施工はお客様で行っていただきます。

なお、施工に必要な費用は全額お客様の負担となります。

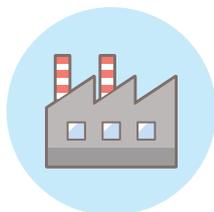


(2) 具体の手続き

- ① 「給水施設工事施行承認申請書」と「流末施設工事施行承認申請書」を担当の水道事務所へ提出していただきます。
- ② 内容を確認し問題がなければ「施行承認通知」により施工の承認をお知らせします。
- ③ 工事完成后、完了届を提出いただき、県が完成検査を行います。

4 通水開始届の提出後、給水が開始されます。 (利用開始)

「工業用水道通水開始届」に通水開始日等をご記入のうえ、担当の水道事務所へ提出していただいた後、給水が開始されます。



宮城県の工業用水道のお問い合わせ・申し込み先

宮城県企業局 水道経営課 水道班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1
TEL : 022-211-3417 FAX : 022-211-3499
E-mail : suikeiw@pref.miyagi.lg.jp
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/>



仙塩工業用水道
仙台圏工業用水道

宮城県企業局 仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所

〒983-0835 宮城県仙台市宮城野区大槻 1-6
TEL : 022-293-5101 FAX : 022-293-5104
E-mail : kosuid@pref.miyagi.lg.jp
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/>



仙台北部工業用水道

宮城県企業局 大崎広域水道事務所

〒981-4354 宮城県加美郡加美町字麓山 1-9
TEL : 0229-67-6512 FAX : 0229-67-6515
E-mail : ossuid@pref.miyagi.lg.jp
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/os-kousui/>



宮城県の企業立地優遇制度のお問い合わせ先

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1
TEL : 022-211-2733 FAX : 022-211-2739
E-mail : sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/>

